

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
6級	(1) 課長、室長、館長、局長、所長及び徴収統括監の職務 (2) 参事、防災監及び技監の職務	20	8.1%	課長 室長 局長 所長 参事 防災監(特定任期付2級)	13 1 2 1 2 1	20	8.1%	課長級
				計	20			
5級	(1) 課長補佐、副室長、局長補佐、副所長 検査官及び検査監の職務 (2) 園長の職務	22	8.9%	課長補佐 副所長 検査監 園長	17 1 1 3	22	8.9%	課長補佐級
				計	22			
4級	(1) 主幹の職務 (2) 係長の職務 (3) センター長の職務 (4) 主査の職務 (5) 副園長及び教頭の職務 (6) 主幹保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務 (7) 主任管理栄養士及び主任栄養士の職務 (8) 主任保健師の職務 (9) 主任司書の職務 (10) 指導主事の職務	50	20.3%	主幹 係長 センター長 主査 副園長 教頭 主幹保育教諭 主任保育士 主任栄養士 主任保健師 指導主事 主任水道技師	1 23 1 9 2 1 4 2 1 3 1 2	50	20.3%	係長級
				計	50			
3級	(1) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務 (2) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務士、運転士及び調理士の職務 (4) 業務主任、主任用務員及び調理主任の職務	39	15.9%	主事 技師 保育士 教諭 保育教諭 保健師 業務士 運転士 業務主任	21 4 1 1 1 2 7 1 1			
				計	39			
2級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、用務員、運転手及び調理員の職務 (4) 業務士の職務	62	25.2%	主事 技師 保育教諭 保育士 用務員 調理員	50 4 2 2 3 1	154	62.6%	係員級
				計	62			
1級	(1) 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務 (2) 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、用務員、運転手及び調理員の職務	53	21.5%	主事 技師 保育教諭 保育士 教諭 管理栄養士	36 2 7 5 1 2			
				計	53			

再任用フルタイム勤務職員及び特定任期付職員を含む

246

100%

246

246

100%